



令和4年2月7日

## 令和4年第1回高山市議会臨時会 提出議案について

- ・報告案件 2件
- ・予算案件 3件
- 計 5件

問 合 先	
担当課	総務部 総務課
課長	石腰 洋平
係名	法制・選挙係
担当係長	森本 明義
連絡先	電話（直通 0577-35-3133） （内線 2453）

## 令和4年第1回高山市議会臨時会 提出議案の概要

### 報第1号 損害賠償の額の決定の専決処分について

(P1)

- ① 令和3年10月28日、高山市新宮町2635番地2 新宮小学校敷地内で発生した、駐車時に地盤が陥没したことによる車両破損事故に関し、損害賠償金を支払うことについて専決処分したので報告する。

専決年月日 令和3年12月28日

損害賠償額 136,961円

- ② 令和4年1月13日、高山市上岡本町4丁目62番地 で発生した、積雪により市有地の樹木の幹が折れたことによる窓ガラス破損事故に関し、損害賠償金を支払うことについて専決処分したので報告する。

専決年月日 令和4年1月31日

損害賠償額 11,880円

### 報第2号 令和3年度高山市一般会計補正予算（第13号）の専決処分について (P2)

住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業を実施するために行った補正予算の専決処分について報告するもの

専決年月日 令和3年12月24日

補正額 914,000千円（補正後55,473,306千円 当初予算に対し16.5%増）

内容 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の給付

### 議第1号 令和3年度高山市一般会計補正予算（第14号）の専決処分について

(P10)

大雪に伴う除雪委託料等の補正予算の専決処分について報告し、承認を求めるもの

専決年月日 令和4年1月2日

補正額 620,000千円（補正後56,093,306千円 当初予算に対し17.8%増）

内容 大雪に伴う除雪委託料等の増額

### 議第2号 令和3年度高山市一般会計補正予算（第15号）の専決処分について

(P14)

大雪に伴う除雪委託料の補正予算の専決処分について報告し、承認を求めるもの

専決年月日 令和4年1月28日

補正額 300,000千円（補正後56,393,306千円 当初予算に対し18.5%増）

内容 大雪に伴う除雪委託料の増額

議第3号 令和3年度高山市一般会計補正予算（第16号）

（別冊）

補正額	166,000千円（補正後56,559,306千円 当初予算に対し18.8%増）	
内 容	新型コロナウイルス感染症対策関係	166,000千円
	雇用調整支援事業補助金の増額	20,000千円
	教育旅行促進事業の再実施	13,000千円
	新型コロナウイルス対策産業団体等消費活性化策支援事業補助金（第4弾）	100,000千円
	新型コロナウイルス対策利子補給金（伴走支援型融資に係る利子補給）	
	新型コロナウイルス対策保証料補給金（条件変更に伴う保証料補給）	33,000千円

別紙
----

## 新型コロナウイルス感染症による影響への対応

昨年末から感染力の強いオミクロン株による感染が国内で拡がる中、岐阜県では1月17日に「第6波」非常事態宣言を決定し、さらに1月21日から2月13日にかけて、国の「まん延防止等重点措置区域」の指定を受け、オール岐阜で感染防止に取り組んでいます。

しかしながら、その後も感染の波は収まらず、市内での感染者数が急増したことを受け、1月24日に市独自の「非常事態宣言」を発令し、強い危機感のもと市民一人ひとりの感染防止の行動をお願いしたところです。

市では、新型コロナウイルス感染症が市民の生活や市内事業者の経済活動に影響を及ぼしている現状を踏まえ、国や県による各種対策との連動を図りながら、市内経済を活性化させ、事業者の経営継続を支援するため経済対策を実施します。

### 1. 基本的な考え方

コロナ禍を踏まえた飛騨高山の持続可能なまちづくりに向けた、ウィズコロナ社会における「適応戦略」の着実な推進、ポストコロナ社会を前提とした中・長期的な視点による「成長戦略」の展開を基本的な考え方とし、現下の状況に応じた必要な対策を講じます。

今回の補正は緊急経済対策として、適応戦略の施策予算を補正しました。 資料①

### 2. 取組内容

#### (1) 適応戦略

##### 生活の維持

①事業者における継続雇用の支援 資料② 2,000万円

##### 経済の回復

①教育旅行誘致の促進 資料③ 1,300万円

②産業団体等が行う消費活性化策等に対する支援 資料④ 1億円

③市内事業者の経営改善及び事業継続に対する支援 資料⑤ 3,300万円

##### 感染の防止、生活の維持

①濃厚接触者への生活支援

濃厚接触者に指定され外出自粛を要請されたことで生活に困っている方の相談に応じ、必要な生活上の支援を行う。

### 3. 予算規模

総額 1億6,600万円

問 合 先		
担当部	企画部	財務部
部長	田谷 孝幸	上田 和史
課名	企画課	財政課
課長	清水 洋一	平塚 久則
連絡先	電話（直通 0577-35-3131） （内線 2431）	電話（直通 0577-35-3132） （内線 2435）

# コロナ禍を踏まえた飛騨高山の持続可能なまちづくり

資料①



ウィズコロナ社会における  
適応戦略の着実な推進

## A. 感染の防止

### (1) 感染症対策の推進

新型コロナウイルスワクチン接種の促進（6月補正、9月補正、12月補正）  
ワクチン接種にかかる集団接種会場への移動支援（5月補正）

### (2) 地域医療の確保

## B. 生活の維持

### (1) 市民生活の安定

新型コロナウイルス感染症対策の市民・事業者への広報・啓発（9月補正）  
生活困窮世帯自立支援金（6月30日専決補正）  
子育て世帯生活支援特別給付金（5月28日専決補正）  
ひとり親世帯生活支援特別給付金（4月9日専決補正）  
子育て世帯臨時特別給付金（11月26日、12月17日専決補正）  
**住民税非課税世帯等臨時特別給付金（12月24日専決補正）**

### (2) 雇用の確保

**事業者における継続雇用の支援（5月補正、9月補正、2月補正）**  
臨時職員の緊急雇用（5月補正）

## C. 経済の回復

### (1) 地域経済の回復

**産業団体等が行う消費活性化策等に対する支援（9月補正、2月補正）**  
各種住宅関係補助制度の増額（9月補正）  
**教育旅行誘致の促進（5月補正、2月補正）**  
公共交通の利用促進（5月補正）

### (2) 事業の継続

新型コロナウイルス対策利子、保証料補給金（9月補正）  
岐阜県新型コロナウイルス感染防止対策協力金（9月補正）  
事業継続応援給付金支援制度の創設（6月補正）  
**事業者の経営改善及び事業継続に対する支援（2月補正）**

## 『成長戦略』

ポストコロナ社会を前提とした  
中・長期的な視点による成長戦略の展開

## 1. 力強い経済の発展

### (1) 地域経済の発展

中小企業の生産性革命・事業再構築等の支援（5月補正、9月補正）  
体験プログラムの利用促進（9月補正）  
教育旅行誘致の支援（再掲）

### (2) 産業の革新

中小企業の生産性革命・事業再構築等の支援（再掲）

## 2. 豊かな暮らしの実現

### (1) QOLの向上

### (2) 社会基盤の充実

## 3. 活力ある地域の創出

### (1) パートナーシップの強化

子ども子育て世帯の社会的孤立への緊急支援（9月補正）

### (2) 関係人口等の獲得

体験プログラムの利用促進（再掲）

## 4. DXの推進（デジタル・トランスフォーメーション）

### (1) 市民サービスの向上

### (2) 効率・生産性の向上

中小企業の生産性革命・事業再構築等の支援（再掲）



令和4年2月7日

## 事業者における継続雇用の支援について

市では、新型コロナウイルス感染症による市内産業への影響に対応するため、「高山市雇用調整支援事業補助金」を延長して実施することにより、**事業活動の縮小を余儀なくされている事業者を支援するとともに、休業手当等の支払い率の向上を支援**し、雇用調整助成金等の助成率に起因する労働者の所得減少の抑制を図ります。

### 1 概要

新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、事業活動の縮小を余儀なくされている事業主が雇用者に対して一時的に休業等の措置を行った場合、雇用の維持を図るため、国は雇用調整助成金等の特例措置を3月まで延長することを決定しました。(参考資料参照)

市では、今回の特例措置の延長に伴い、事業者負担への助成を3月休業分まで延長して実施します。

事業者が国の原則的な措置により雇用調整助成金等を活用して行う場合において、労働者の賃金相当額または国の上限額のいずれか低い方と国の助成金額の差額を助成します。

ただし、緊急事態措置、まん延防止等重点措置による市民や観光客の外出や移動の自粛により事業活動の縮小を余儀なくされている事業主（国の「地域特例」※1）及び新型コロナウイルス感染症の影響により、前年または前々年と比較して売上等が30%以上減少している事業主（国の「業況特例」※2）が、国の特例措置により雇用調整助成金等を活用して行う場合においては、労働者の賃金相当額と国の助成金額の差額（事業者負担分）を全額助成します。

なお、休業支援金等の支給を受けた労働者についても同様とします。

### 2 事業費

2,000万円

## 参考資料

### 雇用調整助成金等の特例措置【国】

#### ・雇用調整助成金等（中小企業の場合）

		1 2 月	1 月・2 月	3 月
原則的な措置	助成率	4/5 (9/10)	4/5 (9/10)	4/5 (9/10)
	日額上限額	13,500 円	11,000 円	9,000 円
地域特例※1	助成率	4/5 (10/10)	4/5 (10/10)	4/5 (10/10)
	日額上限額	15,000 円	15,000 円	15,000 円
業況特例※2	助成率	4/5 (10/10)	4/5 (10/10)	4/5 (10/10)
	日額上限額	15,000 円	15,000 円	15,000 円

※かっこ書きの助成率は解雇等を行わない場合

#### 地域特例※1

緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主

#### 業況特例※2

生産指標が最近3か月の月平均で前年または前々年同期比30%以上減少の全国の事業主

#### ・休業支援金等（中小企業の場合）

		1 2 月	1 月～3 月
原則的な措置	助成率	8 割	8 割
	日額上限額	9,900 円	8,265 円
地域特例※1	助成率	8 割	8 割
	日額上限額	11,000 円	11,000 円

問 合 先	
担当課	商工労働部 雇用・産業創出課
課長	太江 敦
係名	雇用・産業創出係
係長	柚村 守一
連絡先	電話（直通 0577-35-3182） （内線 2796）



令和4年2月7日

## 教育旅行誘致の促進について

市では、新型コロナウイルス感染症の影響により観光需要の回復の見通しが現状として立たない中、令和4年度の教育旅行の行き先や時期の変更の動きが多い3月中から積極的に誘致し、来訪される生徒及び引率者(以下、「学生等」)による市内消費喚起と、若年層の飛騨高山ファンの拡大を図ります。

### 1. 概要

教育旅行で来高される学生等に対し、一人当たり1,000円分の商品券を配布し、市内利用可能店舗での消費喚起を促進します。

令和4年度の教育旅行先に「飛騨高山」を選んでいただけるよう、令和3年度中に旅行代理店や小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等への事業周知・案内を行います。

※ただし、新型コロナウイルスのまん延状況及び国・県等の対策方針等を踏まえ、県外からの集客や感染拡大に繋がる恐れのある期間については、補助対象外となる場合があります。

#### (1) 対象者

高山市内外の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の学生等で、修学旅行、遠足、校外学習などで高山市内に宿泊する教育旅行で感染防止対策に十分留意されていることが条件

#### (2) 商品券額面等

額面は1枚100円とし、1人に対し1セット1,000円分を配布  
(100円券×10枚)

#### (3) 教育旅行対象期間、商品券の使用期限及び換金期限

対象期間 令和4年4月18日～令和4年11月30日(予定)

使用期限 チェックアウト当日まで

換金期限 令和4年12月26日まで(予定)

#### (4) 商品券取扱加盟店の登録

市内に本店を有している事業者が加盟登録した市内店舗を対象  
取扱加盟店の登録は、3月上旬から募集予定(随時登録可能)

### 2. 商品券申請方法

商品券の利用を希望する学校等は、原則として旅行代理店を経由して(一社)飛騨・高山観光コンベンション協会に申請書を提出

同協会が申請書の内容を確認後、必要枚数を旅行代理店に発送

### 3. 事業費

1,300万円

問 合 先	
担当課	飛騨高山プロモーション戦略部観光課
課長	清水 浩一
係名	誘客戦略係
係長	田中 一樹
連絡先	電話(直通 0577-35-3145)(内線 2217)



令和4年2月7日

## 産業団体等が行う消費活性化策等に対する支援（第4弾）について

市では、新型コロナウイルス感染症による市内産業への影響に対応するため、**市内事業者を中心に構成する産業団体等が実施する、市内消費の活性化を図るための事業及びコロナ禍における環境変化への対応強化を図るための事業を支援**します。

### 1 概要

市では、新型コロナウイルス感染症により深刻な影響を受けている市内事業者を中心に構成する産業団体等が実施する、市内消費活性化のための事業や急速な環境変化に対応できる柔軟な経営体制の構築、デジタル技術等を活用した新たな取り組みなどに対し、これまで継続的に支援を行ってきました。

しかしながら、第6波に伴うまん延防止等重点措置区域の指定や、GoToトラベルの再開延期などにより、市内産業を取り巻く環境は、より一層厳しい状況に置かれています。

こうしたことを受け、市内の消費活性化を促進するため、「高山市産業団体等消費活性化策支援事業補助金（第4弾）」を実施します。

#### (1) 補助対象事業

##### ①市内消費の活性化を図るための事業

（プレミアム付き商品券やポイント還元、割引などの事業に要する経費）

※ただし、新型コロナウイルスのまん延状況及び国・県等の対策方針等を踏まえ、県外からの集客や感染拡大に繋がる恐れのある事業については、補助対象外となる場合があります。

##### ②コロナ禍における事業者の環境変化への対応強化を図るための事業

（新商品・サービスの共同開発や新市場開拓、事業活動の効率化や人材育成などの事業に要する経費）

#### (2) 補助限度額

1団体につき300万円

#### (3) 補助率

補助対象経費の2/3以内

#### (4) 補助対象者

市内事業者を中心に構成する組合や協会などの市内産業団体等

(5) 申請手続き

市内産業団体等が事前に申請書及び事業計画書を市へ提出

申請期間 予算成立後～2月21日(予定)

**2 事業実施期間**

令和4年2月下旬～令和4年5月31日(予定)

**3 事業費**

1億円

問 合 先	
担当課	商工労働部 商工振興課
課長	畑尻 広昌
係名	商工振興係
係長	葛井 孝弘
連絡先	電話(直通 0577-35-3144) (内線 2213)



令和4年2月7日

## 市内事業者の経営改善及び事業継続に対する支援について

市では、ポストコロナ社会に向けて金融機関の伴走型による支援を受けて経営改善を実施していく事業者を対象とする**伴走支援型特別保証に係る融資の利子補給**と、新型コロナウイルス感染症関連融資の据置期間が終了することなどにより、元金の返済が困難な事業者が**返済猶予等の条件変更を受ける際に追加で必要となる保証料の補給を実施し、市内事業者の経営改善及び事業継続を支援**します。

### 1 概要

市では、新型コロナウイルス感染症の影響により業況等が悪化している市内事業者に対して、国、県、市内金融機関における特別融資制度と連動した利子及び保証料を補給する制度を令和4年3月31日まで実施し、市内事業者の資金繰りの円滑化を図っています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の収束に向けて未だ不透明な状況が続いており、今後も厳しい状況が続くことが見込まれます。

こうしたことを受け、令和4年度は、金融機関の伴走型による支援を受けて経営改善を実施していく事業者を対象とする融資の利子補給と、一定期間の返済猶予等の条件変更を受ける際に追加で必要となる保証料の補給を実施し、市内事業者の経営改善及び事業継続の取り組みを支援します。

#### (1) 経営改善を実施していく事業者を対象とする伴走支援型特別保証に係る融資の利子補給（3年間）

対象となる 融資制度	伴走支援型特別保証に係る融資 対象要件 新型コロナウイルス感染症による影響で、売上が減少しており、かつ経営行動計画書を策定した方（国の全国統一制度に準拠） 融資限度額 6,000万円 償還期間 10年以内 融資利率 金融機関の所定利率（年利1.4%以内の額を3年間全額補助） 保証料 年0.2～1.15%…事業者負担
支援内容	融資実行日から3年間に支払われた利子（年利1.4%以内の額）を全額補給
取扱期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に上記融資の実行を受けた場合

(2) 新型コロナウイルス感染症関連融資の利用者が一定期間の返済猶予等の条件変更を受ける際に追加で必要となる保証料補給（全額）

対象となる融資制度	岐阜県、高山市、金融機関における以下の新型コロナウイルス感染症関連融資 <b>【岐阜県】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済変動対策資金</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対策資金</li> <li>・危機関連対応資金</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対応資金</li> <li>・県返済ゆったり資金</li> <li>・県新型コロナ経営改善資金</li> </ul> <b>【高山市】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高山市小口融資</li> <li>・高山市中小企業経営安定特別資金融資</li> <li>・高山市創業支援資金融資</li> </ul> <b>【金融機関】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症対策特別融資（金融機関が新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者のために特別に低利で設定した融資資金で、利子・保証料補給金交付対象融資として市長が認めたもの）</li> </ul>
支援内容	条件変更により追加で必要となる保証料を全額補給
取扱期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に上記融資の条件変更を行った場合

## 2 事業費

3, 300万円

問 合 先	
担当課	商工労働部 商工振興課
課長	畑尻 広昌
係名	商工振興係
係長	葛井 孝弘
連絡先	電話（直通 0577-35-3144） （内線 2213）